

原料原産地表示の拡大の 進め方

平成22年11月16日
消費者庁食品表示課

原料原産地表示の拡大に向けた検討について

(1) JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた検討については、平成20年7月より農林水産省(食品の表示に関する共同会議)において検討が行われ、平成21年9月以降は、消費者庁において検討を継続してきた。

消費者庁では、本年2月～3月に意見募集等を実施し、消費者等の要望の多かった品目を中心に流通実態調査を行った結果、「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」については、要件・ に該当するものと判断したため、当該品目の原料原産地を義務表示とするための加工食品品質表示基準の改正について、11月4日、消費者委員会へ諮問したところである。

(2) また、本件に関しては、消費者庁としては、要件・ の判断基準を基本とし、原料原産地表示の拡大の検討を進めてきたところであるが、消費者委員会食品表示部会において、「品目全体について計画を立てて、原料原産地表示の拡大に向けた検討を進めるべき」とのご意見が多くあったことを踏まえ、今後、以下の点について検討を進めていきたい。

原料原産地表示の拡大に向けた検討方法

義務対象品目を選定する際の基本的な考え方

農林水産省(食品の表示に関する共同会議)において、義務対象品目選定の際の基本的な考え方として示されていた要件 について、原料原産地表示の着実な拡大を図るため、これらの要件を見直し、又は新たな要件を設定すべきかどうかについて議論。

【要件】 :原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映される
と一般に認識されている品目のうち、

【要件】 :製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

<想定される課題の例>

要件 については、平成15年に義務対象品目として20食品群を設定した際に、「加工の程度が比較的低い」等の要素を判断する基準として設定されたものであるが、その後、必ずしも加工の程度が低い食品であっても、要件 に該当するものとして、義務対象品目に追加してきた経緯や、消費者の産地情報への関心の高まり等を踏まえ、原産地についての情報が消費者の選択に混乱をきたしているかどうか等の要素をより重視し、要件を見直すべきかどうか。

さらに、要件 に該当するかどうか定かでない食品であっても、消費者からの要望の高いものや、産地偽装表示の横行しているようなものについても、義務対象品目に追加できるよう、新たな要件を設定すべきかどうか。

要件 については、必ずしも原材料の重量割合が50%以上でなくとも、商品を特色付ける場合があること等を踏まえ、要件を見直すべきかどうか。

<参考> 食品の表示に関する共同会議では、以下の要素に合致するかどうかの判断基準として要件 が設定された。

- ◆ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
- ◆ 原産地によって原料の品質に違いがみられ、商品の差別化(価格等を含む)がされていること
- ◆ 原料の調達先が海外を含め多様であること
- ◆ 単一農畜水産物の重量の割合が高いこと

原料原産地表示の拡大に向けた検討方法

対象品目の候補の選定等

新たに設定された基本的な考え方を踏まえ、要件に該当し得る品目について、これまでに農林水産省において検討されてきた品目（**参考資料参照**）や、産地偽装表示が増加している品目等も含め、幅広く対象品目の候補をリストアップ。

原料の産地の切り替えが頻繁である、一般的に輸入中間加工品が使われている等、実行可能性の観点からの課題についても、新たな表示方法の導入を含め、引き続き検討。

<参考> 食品の表示に関する共同会議の報告書(平成21年8月28日)抜粋

加工食品の原料原産地表示の対象品目を拡大する際の3つの課題

課題 : 頻繁な原料原産地の切り替えへの対応

課題 : 物理的スペースの制約

課題 : 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応

切り替え産地を列挙する可能性表示

商品の内容と表示の内容が一致せず、かえって消費者に誤解を招く情報を与え兼ねないことから、導入することは不適切

「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示

頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、導入は適切。ただし、その適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要

輸入中間加工品の原産国表示の方法の導入

原料原産地情報が不明な場合でも対応でき、導入は適切

これまでに農林水産省において検討されてきた食品

第30回食品表示に関する共同会議(平成18年9月26日)資料1より

| 区分 | 品目名 | | | |
|--------------|---|-----------------------------|---------------------------|------|
| 穀類加工品 | 小麦粉 | うどん | パン | クッキー |
| | そば | シリアル | もち(もち米粉を使用したもの) | |
| 菓子類 | あん(加糖あん)及びあんを使用した和菓子・あんパン等 | | 米菓(せんべい・あられ) | |
| 大豆加工品 | 豆腐 | 納豆 | みそ | しょうゆ |
| 食肉製品 | 食肉加工食品(ハム、ベーコン、ソーセージ、牛タン、牛丼のもと、ローストビーフ、鶏のから揚げ等) | | | |
| 調理食品 | 冷凍食品 | 総菜 | のりを使用した加工品(おにぎり、のりまき、すし等) | |
| 加工魚介類及び加工海藻類 | こんぶ加工品 | 魚介類冷凍食品(魚すり身、ボイルむきえび・いか・貝等) | | |
| 飲料等 | 果実飲料 | 野菜飲料 | | |
| 食用油脂 | 大豆油 | | | |

平成19年に表示対象食品に追加された緑茶飲料、あげ落花生は除いている。